

須崎市公共下水道施設等運営事業
公共施設等運営権基本協定書

2018年8月

須崎市

須崎市公共下水道施設等運営事業に関して、須崎市と【代表企業】、【その他のコンソーシアム構成員】は、次のとおり基本協定を締結する。

(定義)

第1条 本協定において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「運営権」とは、本事業に関し実施契約に基づき SPC に設定される予定の PFI 法第 2 条第 7 項に定義される公共施設等運営権をいう。
- (2) 「SPC」とは、本事業を遂行することを目的として設立される株式会社をいう。
- (3) 「会社法」とは、会社法(平成 17 年法律第 86 号)をいう。
- (4) 「事業期間」とは、実施契約で定められる本事業の期間をいう。
- (5) 「実施契約」とは、本事業の実施に関し須崎市と SPC との間で締結される須崎市公共下水道施設等運営事業 公共施設等運営権実施契約をいう。
- (6) 「代表企業」とは、構成員のうち、提案書類に代表企業として記載された【 】をいう。
- (7) 「提案書類」とは、本事業の事業者公募事項において候補者が 2018 年●月●日付で須崎市に提出した提案書類一式及びその他提案書類一式に関する須崎市が候補者に対して確認した事項に対する候補者の回答(書面による回答(須崎市に提出された書類を含む。)及び口頭による回答を含む。)をいう。
- (8) 「募集要項」とは、須崎市が 2018 年●月●日付で公表した本事業の事業者募集に係る提案募集要項をいう。
- (9) 「募集要項等」とは、募集要項並びにその添付書類及び補足資料(参考資料集を除く。)(いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。)並びに須崎市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表した質問回答その他これらに関する須崎市が応募者に対して示した書類(基本協定書(案)及び実施契約書(案)を除く。)をいう。
- (10) 「本完全無議決権株式」とは、SPC の発行する株式で、SPC の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式(会社法第 108 条第 1 項第 3 号)をいう。
- (11) 「本完全無議決権株主」とは、本完全無議決権株式の株主をいう。
- (12) 「本議決権株式」とは、SPC の発行する株式で、SPC の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式をいう。
- (13) 「本議決権株主」とは、本議決権株式の株主をいう。
- (14) 「本事業」とは、須崎市公共下水道施設等運営事業をいう。
- (15) 「本施設」とは、本事業で運営権の設定対象である下水道管渠(汚水)をいう。
- (16) 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)をいう。

- (17)「候補者」とは、募集要項等に基づく選定手続において候補者として選定されたコンソーシアムをいう。
- (18)「構成員」とは、候補者を構成するコンソーシアム構成員であり、本議決権株主となる【 】、【 】をいう。

(趣旨)

第2条 本協定は、募集要項等に定める手続により、候補者がSPCを通じて本事業を実施する者として選定されたことを確認し、構成員が本事業を実施するために第4条に基づき今後設立するSPCをして、第7条に基づき須崎市との間で実施契約を締結せしめ、その他本事業を円滑に実施するために、須崎市と構成員が負うべき責務及び必要な諸手続について定めることを目的とする。

(基本的合意)

第3条 須崎市及び構成員は、候補者が、募集要項等に定める手続により、SPCを設立し、SPCをして本事業を実施せしめる者として選定されたことを確認する。

2 構成員は、募集要項等に記載された条件を遵守の上、須崎市に対し提案書類による提案を行ったものであることを確認する。

(SPCの設立)

第4条 構成員は、本協定締結後速やかに、以下の各号の要件を満たすSPCを設立し、SPCの設立登記完了後速やかにSPCに係る商業登記簿謄本、定款の原本証明付の写し及び代表印の印鑑証明書を須崎市に提出しなければならない。

(1) SPCは、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。

(2) SPCは、設立時及び運営事業開始日における資本金と資本準備金の合計額がいずれの時点においても●円以上であること。

(3) SPCの定款に、SPCが発行できる株式は、本完全無議決権株式及び本議決権株式のみであることの規定があること。

(4) SPCの定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役会及び会計監査人を設置する規定、又は、会社法第2条第12号に定める委員会を設置する規定のいずれかの規定があること。

(5) SPCの定款の事業目的が本事業の遂行に限定されていること。

(6) SPCはPFI法第29条第1項第1号イ、ロ、ニ及びトのいずれにも該当しないこと。

2 構成員は、SPCの設立登記完了後速やかに、SPCをして、設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人を須崎市に通知させるものとする。

(SPC の株主)

第 5 条 すべての構成員は、前条第 1 項に基づき SPC を設立するにあたり、別紙 1 に構成員の出資額として記載されている金額の出資をし、係る出資に対応する本議決権株式の割り当てを受けるものとする。

2 構成員は、SPC 設立時において、以下の事項を誓約し、SPC 設立と同時に、別紙 2 記載の様式の誓約書を提出するものとする。

- (1) 本議決権株主は、本議決権株式(当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本条において同じ。)について、①他の本議決権株主又は②須崎市との間で締結された契約等によりあらかじめ譲渡、質権設定その他の担保設定(以下総称して「処分」という。)先として認められた者以外の第三者に対して処分を行おうとするとき(保有する本議決権株式の全部を譲渡する場合を除く。)は、書面による須崎市の事前の承認を受けるものとする。本完全無議決権株主は、本完全無議決権株式(当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券を発行する場合には当該有価証券も含む。以下本条において同じ。)について、会社法の規定に従う限り、自由に処分を行うことができる。なお、本議決権株式の譲渡においては、当該譲渡後においても SPC の株主総会における代表企業の議決権保有割合が最大とならなければならない。
- (2) 本議決権株主は、前号の規定に従い須崎市の承認を得た上で、その所有に係る本議決権株式を処分しようとする場合、当該処分先をして、別紙 2 に記載の誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ須崎市に提出せしめるものとする。
- (3) SPC が、新たに本議決権株式を発行しようとする場合、本議決権株主は、須崎市の事前の書面による承認を得た上で、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権行使するものとする。なお、本議決権株式の発行のときは、発行後においても SPC の株主総会における代表企業の議決権保有割合が最大とならなければならない。また、SPC が、①本議決権株主に対して本議決権株式を発行する場合又は②完全無議決権株式を発行する場合、本議決権株主は、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を自由に行使することができるものとする。
- (4) 本議決権株主は、以下のいずれかの要件を満たさない者に対してその所有に係る本議決権株式を処分してはならない。
 - ① PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
 - ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく

再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 本議決権株主は、株主間契約(2 者以上の本議決権株主又は本完全無議決権株主との間で締結される、SPC における本議決権株主の出資割合、議決権割合又は SPC の運営に関するすべての契約をいう。)を締結した場合、その写しを須崎市に提出するものとする。当該契約が変更された場合も同様とし、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨を須崎市に通知する。
- 3 本議決権株主が本議決権株式の処分について前項第 1 号の須崎市の事前の承認を求めた場合において、①本議決権株式の処分先が前項第 4 号に定める要件を満たしており、②本議決権株式の譲渡後においても SPC の株主総会における代表企業の議決権保有割合が最大であり、かつ③当該本議決権株式の処分者及び処分先が、(i)当該処分先が公募時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たしていること及び(ii)当該処分が SPC の事業実施の継続を阻害しないことを証明した場合には、須崎市は、必要に応じ関係行政機関と協議した上で、原則として当該株式処分を承認する。

(運営権の設定)

- 第 6 条 須崎市は、募集要項に記載された日程により運営権設定に係る議会の議決を得るよう努める。
- 2 運営権に基づく本施設の運営事業は、実施契約が定める運営開始予定日から開始するものとする。
- 3 第 1 項に定める運営権の登録申請書の作成その他運営権の登録に必要な費用等は、候補者又は SPC がこれを負担するものとする。

(実施契約の締結)

- 第 7 条 須崎市及び構成員は、募集要項等に記載された条件及び提案書類に基づき、須崎市と運営権者との間において実施契約が締結できるよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。なお、須崎市は、募集要項等に定める手続において修正された実施契約書(案)の修正には、原則として応じない。
- 2 実施契約の締結は、須崎市と運営権者が実施契約の仮契約を[●]を目途に締結し、前条第 1 項の議会の議決があったときに本契約を締結する手続による。
- 3 構成員は、須崎市から請求があった場合には速やかに、須崎市に対し、提案書類の詳細を明確にするために必要又は相当として須崎市が合理的に要求する資料その他一切の書面及び情報(以下「資料等」という。)を提供する。
- 4 前項に基づき提案書類を明確にする過程において、須崎市が資料等の中に募集要項等に記載された条件に合致しない内容が含まれていると判断した場合、構成員は、自己の責任及び費用により、提案書類及び資料等が募集要項等に記載された条件に合致するよう訂正する。

- 5 構成員は、SPC の設立の前後を問わず、また、実施契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関して必要な準備行為をなすことができるものとし、須崎市は、必要かつ可能な範囲で係る準備行為に協力するものとする。なお、構成員は、SPC 設立に際して、それ以前に構成員が行った準備行為を SPC に引き継ぐものとする。
- 6 須崎市は、実施契約の本契約の締結がなされる前に構成員のいずれかに次の各号に定める事由が生じたとき(第 8 号に定める事由については、当該事由が判明したとき)は、実施契約の仮契約又は本契約を締結しないことができる。
- (1) 公正取引委員会が、構成員に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)。
 - (2) 公正取引委員会が、構成員に違反行為があったとして独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (3) 構成員(法人の場合にあっては、その役員及びその使用人をも含む。)について刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条(独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。)の規定による刑が確定したとき。
 - (4) 納付命令又は排除措置命令(これらの命令が構成員又は構成員が構成事業者である事業者団体(以下この号及び次号において「構成員等」という。)に対して行われたときは、構成員等に対する命令で確定したもの)をいい、構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第 32 条第 1 項第 1 号において同じ。)において、この契約に關し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、構成員等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が運営権者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に提案書提出(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特

定できる場合に限る。)。

- (6) PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当したとき。
 - (7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に基づく参加資格の制限又は須崎市の指名停止要項に掲げる措置要件のいずれかに該当したとき。
 - (8) 偽りその他不正の方法により募集要項等に基づく選定手続において候補者として選定されたとき。
- 7 前項第 7 号の場合において、代表企業が須崎市の指名停止要項に掲げる措置要件のいずれかに該当した構成員(代表企業を除く。)の変更(当該構成員の役割を他の構成員が引き受けることを含む。)を申請し、須崎市が候補者と協議の上当該変更が本事業の実施に支障を与えないものとして認め、本協定の変更その他必要な手続を経たときは、須崎市は実施契約を締結することができる。
- 8 須崎市及び構成員は、実施契約を締結した後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

(実施契約の不成立)

- 第 8 条 候補者の責めに帰すべき事由により、実施契約の本契約の締結(以下「実施契約の締結」という。)に至らなかった場合、以下のとおりとする。
- (1) 既に須崎市及び候補者が本事業の準備に関して支出した費用は、候補者が連帯して負担する。
 - (2) 須崎市は、前項の費用のほか、実施契約の締結に至らなかったことによる損害を受けたときは、候補者に対してその損害の賠償を請求することができる。候補者は、係る損害賠償の請求を受けたときは、連帯してこれを支払わなければならない。
- 2 須崎市の責めに帰すべき事由により、実施契約の締結に至らなかった場合、既に須崎市及び候補者が本事業の準備に関して支出した費用の負担は、須崎市と候補者の協議によって決定されるものとする。
- 3 須崎市及び候補者のいずれの責めにも帰すべからざる事由により、実施契約の締結に至らなかった場合は、既に須崎市及び候補者が本事業の準備に関して支出した費用その他の損害又は増加費用については各自これを負担するものとして相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(賠償の予定)

- 第 9 条 構成員は、第 7 条第 6 項各号のいずれかに該当するときは、須崎市が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、[提案金額]の 10 分の 1 に相当する額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を、特別の定めがある場合を除き、市が納入の通知(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第

231 条に規定する納入の通知をいう。次条第 1 項において同じ。)を発する日の属する月の翌月の末日(当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日又は 12 月 31 日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。)までに支払わなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第 7 条第 6 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号のいずれかに該当する場合であって、納付命令又は排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売である場合その他須崎市が特に認める場合
 - (2) 第 7 条第 6 項第 3 号に該当する場合であって、刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、須崎市は、須崎市に生じた実際の損害金が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、候補者に対してその超過した損害金にこの契約における委託料の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年 5 パーセントの割合で計算した額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の遅延利息を付した額を請求することができる。
- 3 前二項の場合において、すべての構成員は、賠償金並びに損害金及び遅延利息を共同連帯して市に支払わなければならない。

(違約罰としての違約金)

- 第 10 条 候補者は、候補者のいずれかが第 7 条第 6 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、前条の賠償額の予定とは別に、違約罰としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、須崎市が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日(当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日又は 12 月 31 日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。)までに支払わなければならない。
- 2 前項の違約罰としての違約金の額は、[提案金額]の 10 分の 1 に相当する額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。)とする。ただし、候補者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、該当する号(複数該当する場合はそれぞれの号)に定める額を違約金額から減額した額とする。
- (1) 候補者の構成員中に、第 7 条第 6 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する構成員(以下この条において「違約罰対象構成員」という。)以外の構成員がある場合
違約金額に違約罰対象構成員以外の構成員の SPC に対する出資割合(第 3 号

において「出資割合」という。)を乗じて得た額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)

- (2) 違約罰対象構成員がこの契約に関し独占禁止法第 7 条の 2 第 11 項又は第 12 項の規定による課徴金の減額(以下この項において「課徴金の減額」という。)を受けた事業者(公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。次号において同じ。)である場合

違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)

- (3) 候補者の構成員中に、この契約に関し課徴金の減額を受けた事業者がある場合

違約金額に課徴金の減額を受けた構成員の SPC に対する出資割合を乗じて得た額に、その者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)

3 前二項の場合において、すべての違約罰対象構成員は、違約罰としての違約金を共同連帶して市に支払わなければならない。

4 前項の場合において、代表企業が第 7 条第 6 項第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しないときは、須崎市は、納入の通知その他の行為を違約罰対象構成員のうちいづれかの者に対して行うものとし、市が当該者に対して行った行為は、すべての違約罰対象構成員に対して行ったものとみなす。また、すべての違約罰対象構成員は、市に対して行う行為について、当該者を通じて行わなければならない。

(運営権者の文書提出義務)

第 11 条 候補者(その構成員並びにその構成員の役員及び使用人をも含む。)は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書(この協定書の規定により須崎市から発せられた文書を除く。)の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを須崎市に提出しなければならない。

(秘密保持)

第 12 条 須崎市及び候補者は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所又は監督官庁により開示が命ぜられた場合、候補者が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、須崎市が情報公開条例等に基づき開示する場合、当該情報を知る必要のある須崎市若しくは構成員の従業員、代理人、請負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、須崎市及び候補

者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合、及び本事業の公表その他須崎市が必要と認めるものは、この限りでない。

(本協定の有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本協定締結の日から実施契約により終末処理場に運営権が設定されるときまでとする。ただし、実施契約の締結に至らなかった場合は、実施契約の締結に至る可能性がないと須崎市が判断して代表企業に通知した日をもって、本協定の有効期間は終了する。なお、本協定の有効期間の終了にかかわらず、前条及び第15条の規定の効力は存続するものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて須崎市と候補者が協議して定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第15条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は高知地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書【】通を作成し、須崎市並びに代表企業、各構成員は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2019年●月●日

須崎市
住 所
須崎市長 【】

代表企業 【】
住 所 【】
代表取締役社長 【】

構成員 【】
住 所 【】
代表取締役社長 【】

構成員 【】

住 所 【 】
代表取締役社長 【 】

別紙1 SPC 設立時の構成員の出資一覧

別紙2 株主誓約書の様式

株 主 誓 約 書

年 月 日

須崎市長 ●● ●● 殿

住 所

氏 名

代表取締役 ●

●(以下「当社」という。)は、本日付けをもって、須崎市に対して下記の事項を誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、【須崎市及び●、●との間の基本協定/須崎市及び●(以下「SPC」という。)間で締結される須崎市公共下水道施設等事業 公共施設等運営権実施契約】に定めるとおりとします。

1. SPC が、●年●月●日に【会社法上の株式会社】として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 当社は、本議決権株式(当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本書において同じ。)について、①他の本議決権株主、又は、②須崎市との間で締結された契約等によりあらかじめ譲渡、質権設定その他の担保設定(以下総称して「処分」という。)先として認められた者以外の第三者に対して処分を行おうとするとき(保有する本議決権株式の全部を譲渡する場合を除く。)は、書面による須崎市の事前の承認を受けること。係る義務に当社が違反して本議決権株式を処分した場合には、当該本議決権株式の処分価格相当額の違約金を支払うこと。なお、本議決件株式の譲渡後の SPC の株主総会における代表企業の議決権保有割合が本議決権株主のうちで最大とならない場合は、当該譲渡若しくは譲渡に係る須崎市への承諾の申請を行いません。
3. 当社は、前号の規定に従い、須崎市の承認を得た上で、その所有に係る本議決権株式を処分しようとする場合、当該処分先をして、本誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ須崎市に提出せしめるものとすること。

4. SPC が、新たに本議決権株式を発行しようとする場合、当社は、須崎市の事前の書面による承認を得た上で、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとすること。なお、本議決権株式の発行後においても SPC の株主総会における代表企業の議決権保有割合が最大とならないときは、発行に係る議案に賛成しません。
5. 当社は、以下のいずれかの要件を満たさない者に対してその所有に係る本議決権株式を処分しないこと。
 - ① PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
 - ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
6. 当社は、株主間契約(2 者以上の本議決権株主又は本完全無議決権株主との間で締結される、SPC における本議決権株主の出資割合、議決権割合又は SPC の運営に関するすべての契約をいう。)を締結又は締結後に変更した場合、その写しを須崎市に提出する(また、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨須崎市に通知する)ものとすること。
7. 当社は、本誓約書に関する事項につき、裁判所により開示が命ぜられた場合、当社が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、又は①当該情報を知る必要のある当社の従業員、代理人、請負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、当社と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合を除き、須崎市の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本誓約書の目的以外には使用しないこと。
8. 本誓約書は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本誓約書に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は高知地方裁判所とすること。